

「弁護士の仕事術Ⅴ 不動産事件 処理の基本」 お詫びと訂正

本書に、下記の誤りがございました。読者の皆様に深くお詫び申し上げますとともに、謹んで下記のとおり訂正をさせていただきます。

日本加除出版株式会社

記

■78 頁

下から9行目「東京都は、」～下から4行目「問題とされないこともある。」までを削除し、下記の文章を追加してください。

東京都建築安全条例では、建物の延べ面積が200平方メートル以下の建物等の敷地の場合、路地状敷地は、20メートル以下のものについて、幅員2メートル以上、20メートルを超えるものについて幅員3メートル以上と定められている（東京都建築安全条例第3条）。

■120 頁 上から11行目

(誤)

道路からの長さ（奥行き）が10メートルを超える場合には幅員2.5メートル、15メートルを超える場合には幅員3メートル、20メートルを超える場合には幅員4メートルが必要となるなど、

(正)

道路からの長さ（奥行き）が20メートルを超える場合には幅員3メートルが必要となるなど、

以上